

浜松市公告第 557 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 19 日

浜松市長 中野 祐介

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル浜松若林店
浜松市中央区若林町 400 番 1 外 34 筆

2 変更した事項

（１）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）名称：株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
住所：福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

（変更後）名称：株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 洋幸
住所：福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

（２）大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）名称：株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
住所：福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

（変更後）名称：株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 洋幸
住所：福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 変更する理由

設置者及び小売業者における代表取締役の変更があったため

5 届出日

令和 8 年 10 月 16 日

浜松市公告第 557-2 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 19 日

浜松市長 中野 祐介

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル浜松葵西店
浜松市中央区葵西六丁目 700 番 1 外

2 変更した事項

（１）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）名称：株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
住所：福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

（変更後）名称：株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 洋幸
住所：福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

（２）大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）名称：株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
住所：福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

（変更後）名称：株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 洋幸
住所：福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 変更する理由

設置者及び小売業者における代表取締役の変更があったため

5 届出日

令和 8 年 10 月 16 日